

1 行政評価制度概要等

(1) 行政評価への取組の経緯

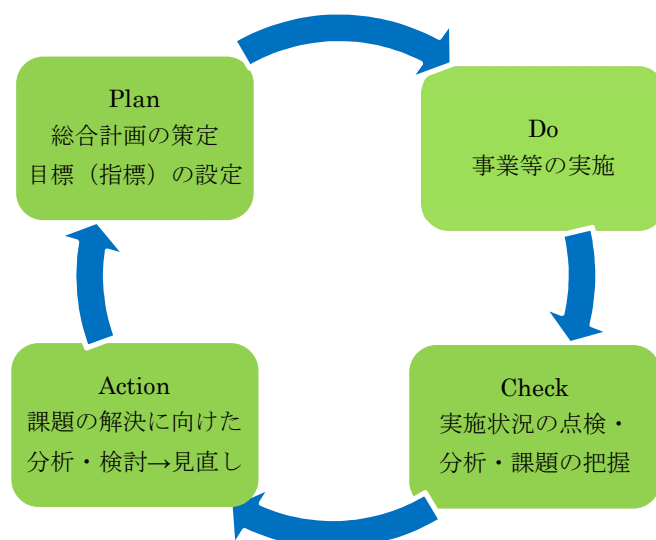
佐倉市の行政評価は、第3次佐倉市総合計画・後期基本計画が始まる平成18年度から総合計画に示した市の将来像「歴史 自然 文化のまち」を実現するための行政施策の成果並びに事務事業に関するコストやサービス提供の状況を測定・公表することにより、市民の皆さんへの説明責任を果たし、市政の透明性及び公平性を確保するとともに、行政内において成果や効率性を重視する職場風土の醸成、計画的な行財政運営の確保を図ることを目的として、行政活動成果測定（いわゆる「行政評価」）を実施してきました。

(2) 第4次総合計画期間における行政評価

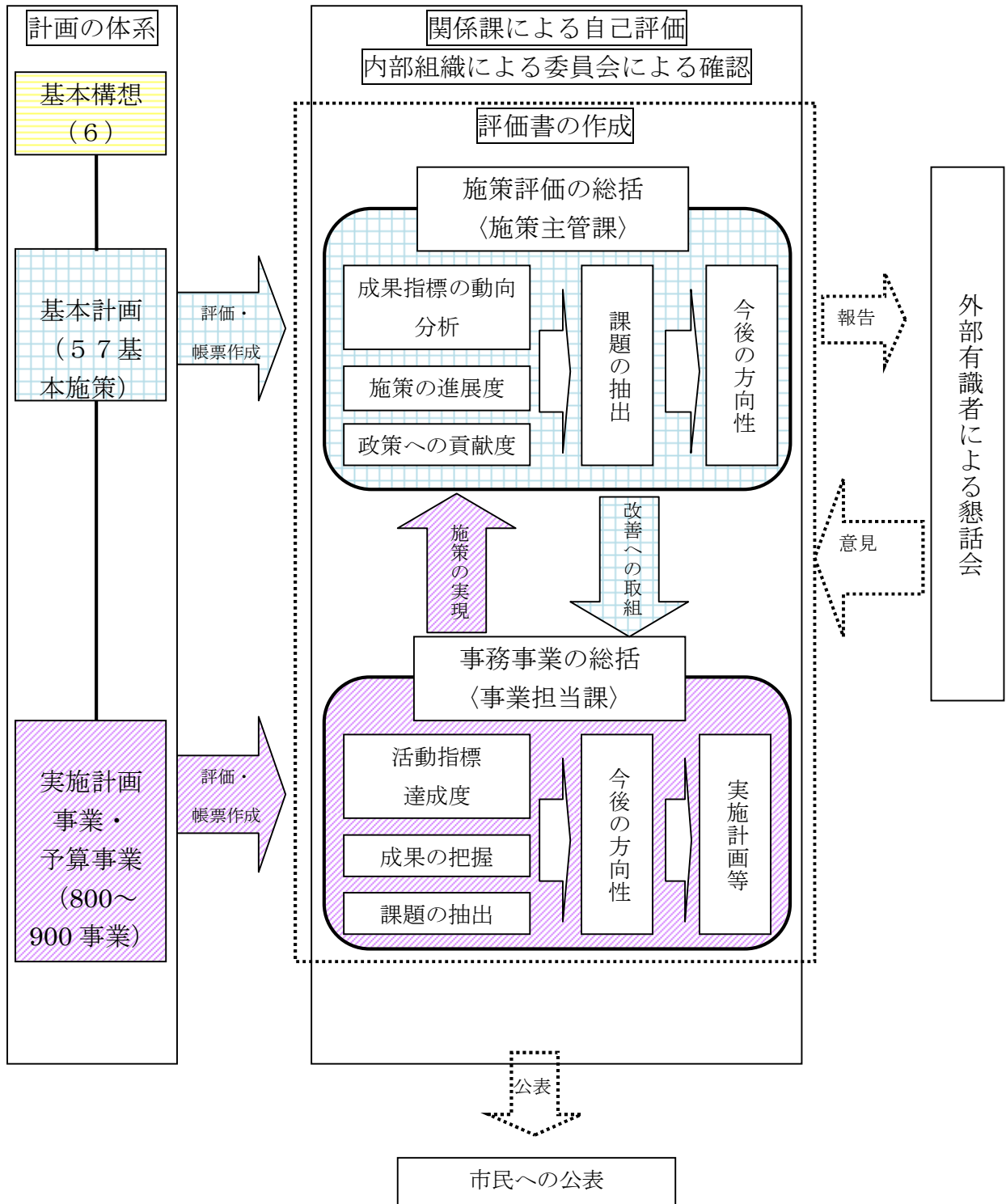
これまでの評価では、評価結果を次年度以降の予算等に反映しきれなかったことを課題点として、第4次総合計画期間（平成23年度～32年度）における行政評価では、基本施策、施策及び事務事業の取組の方向性及び手段等についての見直しを行い、もって、効果的かつ効率的な行政運営を実現するとともに、市政の透明性を向上させることを目的に施策評価と事業評価を実施します。

施策評価は、総合計画に掲げた基本施策の実施状況の把握、目標（成果指標）の達成度等の分析、課題の抽出、解決策の検討など、総合計画の着実な進行を管理するために、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）というマネジメントサイクルに基づいて行う評価です。

事業評価は、事務事業の実施状況の把握、目標の達成度等の分析、施策への貢献度の状況、課題の抽出、解決策の検討などを行い、事務事業の成果を高めるための見直し（改善）を行う際の資料とする評価となります。



2 行政評価の流れ



3 行政評価等に関する時期

行政評価等に関する時期

※時期欄は事業の実施を当該年度として表示

◆総合計画前期基本計画実施期間 平成 23 年度から平成 27 年度まで◆				
	No.	項目	内容	時期
P	1	目標設定	実施計画、予算と合わせ、指標、目標の設定	実施計画要求時 (前年度 8 月頃) 予算内示時 (前年度 2 月頃)
D	2	事業の実施	実施計画、予算に基づき、事業の実施	当該年度実施
D	3	目標の変更等	緊急性が伴う実施計画、予算が発生した場合は、指標、目標の見直しをします。	必要に応じて実施 (主に補正予算時期)
C	4	所属による評価	各所属で、実施した事業について評価の実施(実績報告、自己点検、今後の方向性の確認)	翌年度の 5 月～6 月
C	5	内部意見	行政評価委員会(内部組織)は評価結果、方向性などについて改善点など意見を述べる。	翌年度の 6 月～7 月
C	6	外部意見	行政評価懇話会(第三者機関) ・評価制度について ・評価結果、今後の方向性、手段の見直しについて *評価全般に関する課題点等を指摘、意見書の提出	翌年度の 7 月～
A	7	実施計画見直し等	各所属は、自己評価、内部・外部意見を踏まえ、実施計画、予算、事業実施手法等を修正し、事業の改善を行います。	翌年度の 8 月 ～12 月
A	7	後期基本計画への反映	後期基本計画策定	平成 26 年度 ～平成 27 年度

4 作業手順

(1) 目標の設定 (P 1)

行政評価は、活動指標、成果指標に基づいて評価を行います。目標は、1年間にどれだけの活動を行うのか、どれだけの効果を上げることとしているかの決意表明であり、事業実施後に実績値と比較検証されることとなりますので、努力すれば達成可能な範囲で設定する必要があります。

① 投入量 (インプット)

投入量は、事務事業にかかる予算および人件費などの投入コストを表します。
人件費は、毎月実施している事務事業にかかっている時間数から算出します。

② 活動指標 (アウトプット)

活動指標は、予算や人員等を投入して、単年度にどのような行政サービスをどれだけ提供したか (何をしたか) を示す指標で、毎年度、施策の進捗や実施計画策定、予算編成の状況を見ながら指標を設定します。

指標の設定に際しては、可能な限り定量的な指標を用いることとし、この予算でどのような対象 (個人・団体) に対してどのような行政サービスを提供するのかという意図を明確にするとともに、市民の関心を高めるよう工夫をすることが必要です。

また、施策等の特性から定量的表現になじまないものについても、どのような取組をどのように (どの程度) 実施するのかを説明するため、指標の考え方を明確化するとともに、定量化できない理由を示すなど、表現に工夫をすることが重要です。

③ 成果指標 (アウトカム)

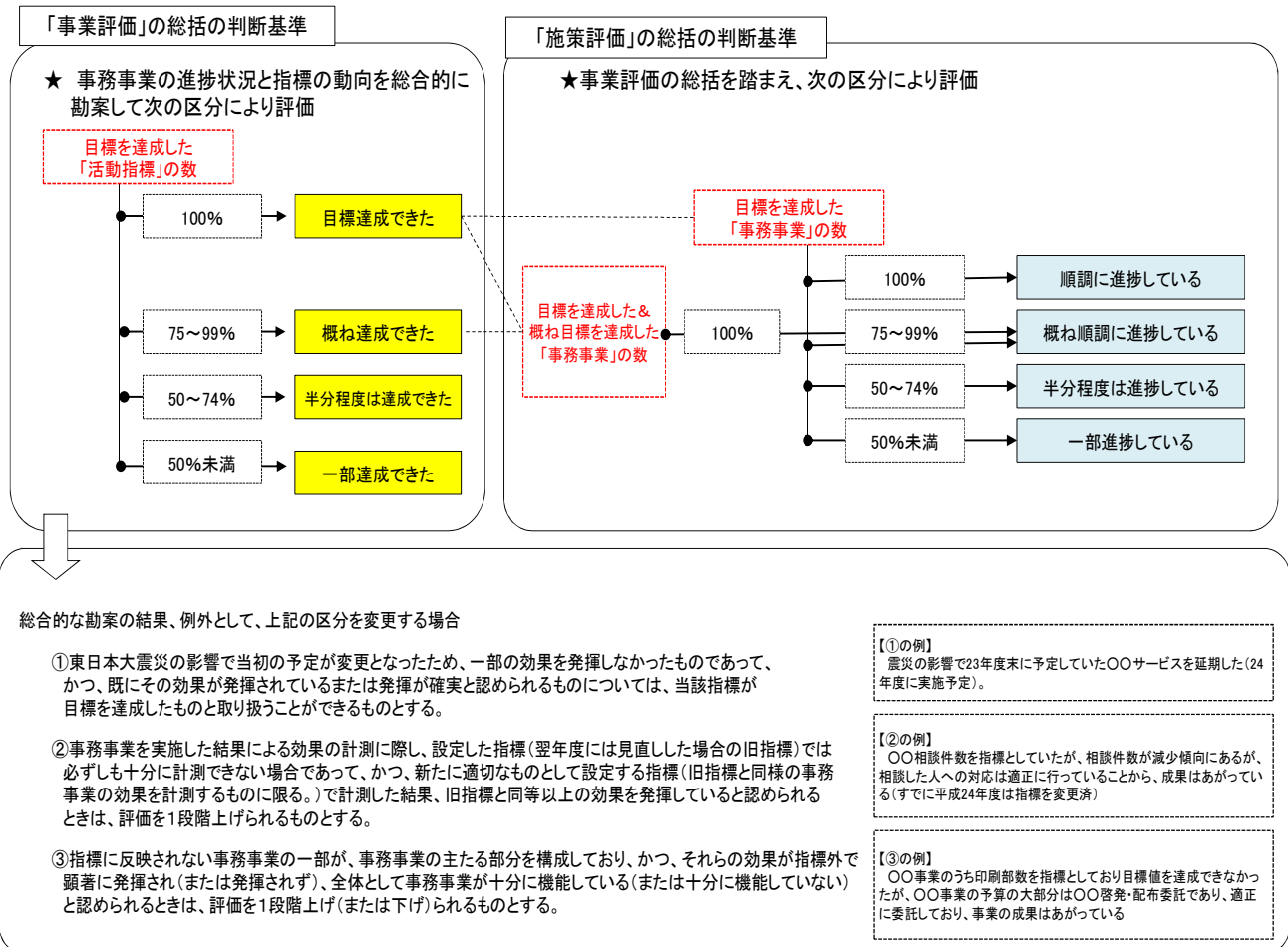
成果指標は、第 4 次佐倉市総合計画の推進にあたって、計画期間である平成 27 年度までに実現を目指すべき成果目標として、57 の基本施策に設定して数値目標を掲げるとともに、総合計画に結びつかない事業については、事務事業の目的がどの程度達成されたか (どのような状態に導いたか) を測定する指標です。

政策等の指標は、27 年 (度) を目標年 (度) とする 5 年不変の指標として設定していますが、毎年度指標の動向を把握しながら、社会的要因など、必要に応じて見直しも予定しております。

(2) 所属による評価 (C4)

設定された指標に基づき部内において自己評価を行います。総括の判断基準は以下の通り行います。

総括の判断基準



(3) 内部意見 (C5)

副市長、部長、室長等から構成された行政評価委員会により、部局長が作成した評価報告書を精査するとともに、全庁的な観点から基本施策等の取組の方向性及び手段等について見直しを行います。

(議論の内容)

- ・ 事務事業について、目標が達成できているか
- ・ 主な事業の成果はどのようなものか
- ・ 課題点、今後の方向性はどのようにとらえているのか
(拡大、縮小等見直しを行う事業について)

(議論に使用する資料)

- ・ 施策評価書
- ・ 事業評価書

※膨大な資料となることから、評価結果、主な事業の成果、課題点、今後の方向性をまとめた資料にて議論を行うこととします。

(4) 外部意見 (C6)

行政評価懇話会により、評価委員会における検討の結果を点検し、基本施策等の取組の方向性及び手段等に関し、その実効性を高めます。

(懇話会における議論のポイント)

- ・ 適正な評価が行われているか
- ・ 今後の方向性が施策の方向性と一致しているか
- ・ 事業の実施にあたり手段の見直しを行うことができないか
- ・ 施策を推進するにあたり、他の方法はないか

(意見交換に使用する資料)

- ・ 施策評価書
- ・ 事業評価書

※膨大な資料となることから、必要に応じて評価結果等まとめた資料を作成する場合があります。(特に部局との意見交換時)

(5) 実施計画見直し等 (A7)

行政評価の結果に基づき、評価実施年度の翌年度以降の実施計画及び予算の見直しを行うものとします。その際には、外部意見も含めてどのように対応するのかを記述することとします。

佐倉市行政評価懇話会スケジュール（案）

日 時（予定）	回数	内 容（予定）
7月9日（月） （午後3時15分～）	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付、会議に関する決定 ・ 平成24年度の行政評価について（事務局説明） ・ 意見交換
8月上旬	第2回	平成24年度 行政評価制度に関する意見交換 部局との意見交換を行うにあたっての施策評価についての意見交換
8月下旬	第3回	平成24年度 部局との意見交換 （主に1章 福祉部 健康子ども部）
9月下旬	第4回	平成24年度 部局との意見交換 （主に1章 福祉部 健康子ども部）
10月上旬	第5回	平成24年度 部局との意見交換 （主に1章 福祉部 健康子ども部）
10月下旬	第6回	平成24年度 行政評価に関する総括
11月上旬	第7回	平成24年度 行政評価に関する総括
11月下旬	第8回	平成25年度 行政評価について
12月下旬	第9回	答申書まとめ
1月第4～5週 （午後）	第10回	今年度意見への対応について報告 答申書手交

別添 1 指標の設定について

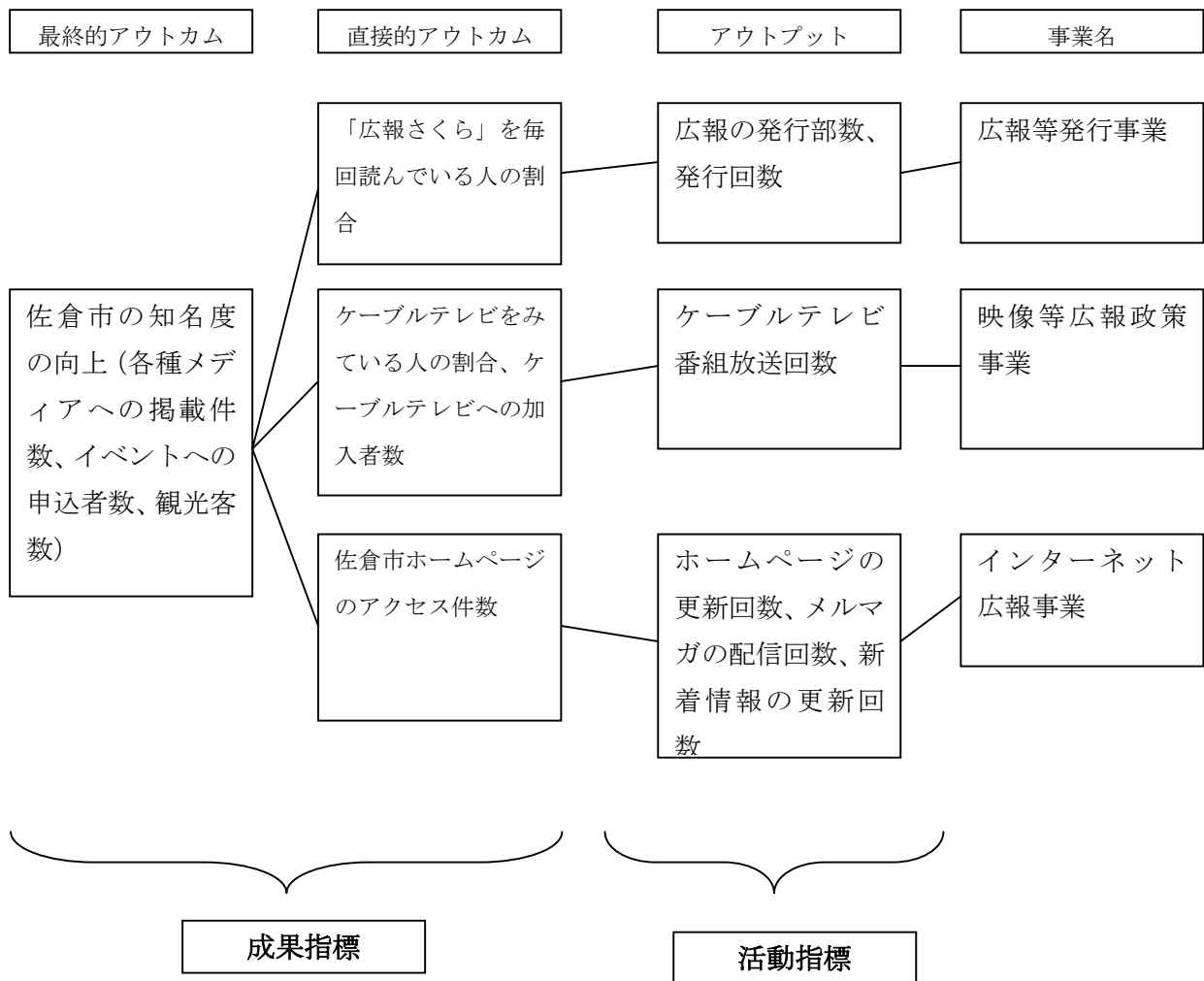
(1) 目標の設定にあたって (例)

【例 1】

第6章 「ともに生き、支え合うまちづくり」

基本施策7 誰もが必要な情報を得ることができ、自らの意見を市政に反映することができるまちにします。

施策1 情報発信の拡大に努めます

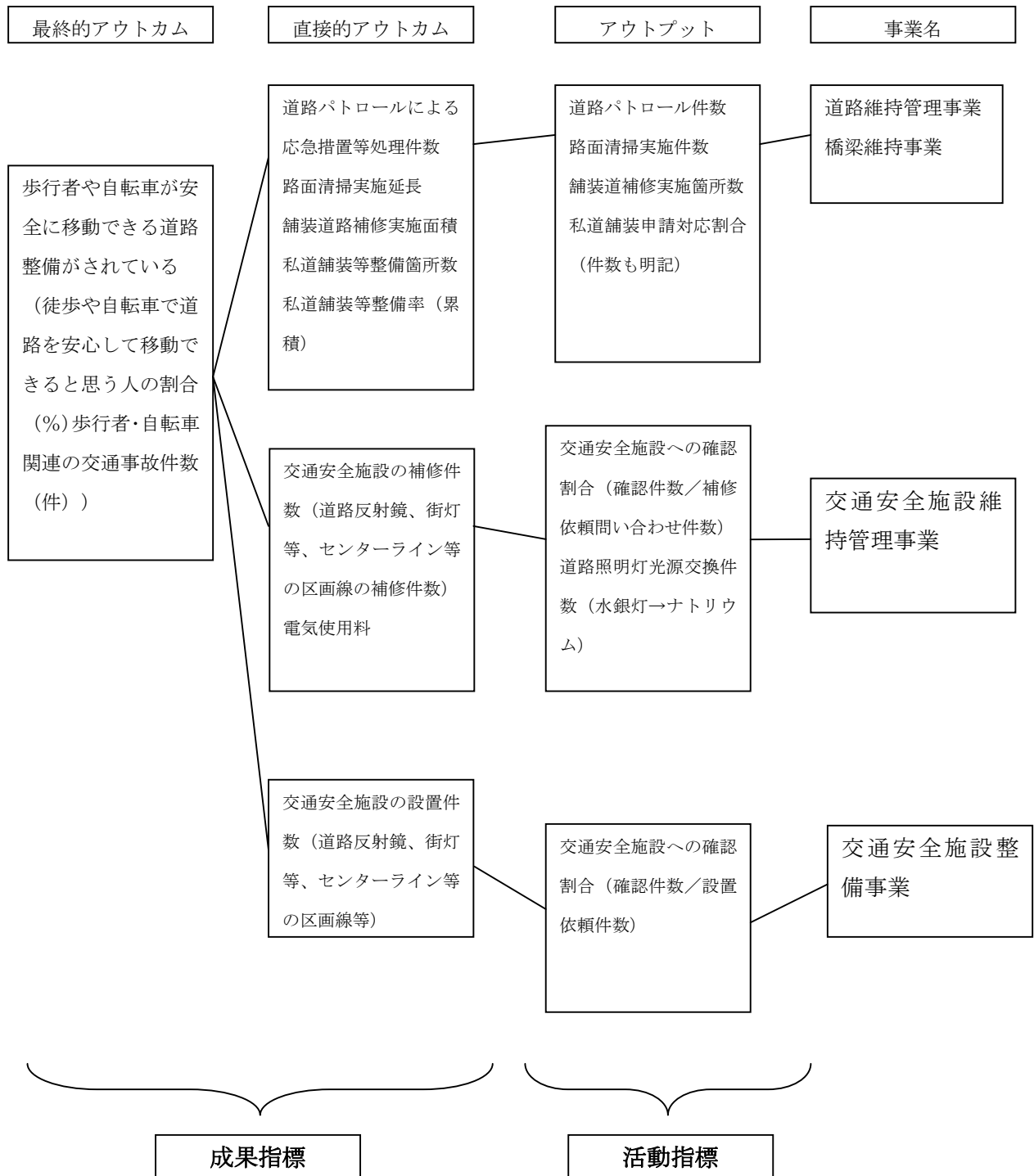


【例 2】

第 5 章 「住環境が整備された住みやすいまちづくり」

基本施策 3 道路環境が充実した安全で快適なまちにします

施策 1 快適な道路環境に努めます



第4次佐倉市総合計画体系表

第4次総合計画 【前期基本計画】			
章	基本施策	施策	
第1章（思いやりと希望にみちたまちづくり）	基本施策1	地域福祉活動が盛んなまちにします	わかりやすい相談窓口と情報の発信に努めます
			だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに努めます
	基本施策2	市民の健康づくりを支えるまちにします	市民とともに健康づくりを推進します
			生活習慣病予防を推進します
			がん・感染症などの早期発見・重症化防止に努めます
	基本施策3	健やかな親子づくりに取り組むまちにします	妊娠、出産、育児の各期に応じ、健診、相談、訪問指導など母子の健康保持に必要な支援を行います
			乳幼児・小児の感染症予防を進めます
	基本施策4	安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします	保育サービスの拡充を図ります
			放課後児童健全育成（学童保育）の充実を図ります
			子育てに係る経済的負担の軽減に努めます
			ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図ります
	基本施策5	子どもが安全に暮らせるまちにします	児童虐待防止対策を進めます
	基本施策6	地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします	地域における子育て協力体制を整備します
子育て情報の提供と、相談・交流の場づくりを行います			
基本施策7	高齢者が安心して暮らせるまちにします	高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます	
		安心な老後を支える仕組みづくりに努めます	
		健康でいきいきとした生活づくりに努めます	
基本施策8	高齢者が生きがいを感じられるまちにします	高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます	
基本施策9	障害がある人も、その人らしく暮らせるまちにします	障害に対する意識の啓発に努めます	
		暮らしの基盤となる支援（横断的支援）に努めます	
		個々の障害の特性に応じた支援（個別的支援）に努めます	
基本施策10	地域医療が充実し、市民が安心して暮らせるまちにします	医療に関する情報の提供に努めます	
		救急医療体制を維持・充実します	
		特定疾患の患者の支援に努めます	
		健康危機対策を充実します	
基本施策11	安心して介護サービスを受けられることができるまちにします	介護を必要とする保険者が、安心して介護サービスを受けられるまちづくりに努めます	
基本施策12	適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします	適正に国民健康保険を運用するまちにします	
		医療費の適正化に向け、予防医療の一環として特定健診、特定保健指導を実施します	
		医療費の適正化に向け、千葉県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、予防医療の一環として健康診査を実施します	
		高齢者医療制度の適正な運用に努めます	
基本施策13	生活困窮者の救済を行うまちにします	生活困窮者に対する相談・支援体制を充実させ、救済します	

第4次総合計画 【前期基本計画】

章	基本施策	施策
第2章（快適で、安全・安心なまちづくり）	基本施策1 自然環境が保全されたま ちにします	印旛沼をめぐる自然環境の保全を図ります
		地域の自然環境の知識の普及・啓発を図ります
		公害の防止、汚染の回復を図ります
	基本施策2 地球環境に配慮したま ちにします	市民生活における温室効果ガス削減の支援、啓発を 図ります
		市役所の活動における温室効果ガス削減を図ります
	基本施策3 快適な生活環境が保た れたまちにします	計画的な一般廃棄物処理を行います
		ごみの減量化を図ります
		不法投棄の防止を図ります
		日常の生活環境の保全を図ります
	基本施策4 消防・救急体制が充実 したまちにします	地域における消防力の充実を図ります
		消防・救急体制の整備を図ります
	基本施策5 防災体制が整備されたま ちにします	防災に関する知識・意識の普及を図ります
		地域における災害への備えを支援します
		災害に備えた体制を整備します
基本施策6 安全に暮らせるまちに します	犯罪の防止を図ります	
	交通安全対策を推進します	
基本施策7 市民が気軽に相談できるま ちにします	安心な消費生活を送れるように努めます	
	法律相談などがしやすい環境整備に努めます	

第4次総合計画 【前期基本計画】		
章	基本施策	施策
第3章 （心豊かな人づくり・まちづくり）	基本施策1 市民が教育の主役になるま ちにします	教育に市民が参加します
		市民とともに教育と文化を育みます
	基本施策2 佐倉学を推進します	佐倉学を推進します
		地域教材を活用した学習を推進します
	基本施策3 生涯学習による地域活動 が盛んなまちにします	生涯学習の環境を整備します
		公民館・図書館などで社会教育事業を推進します
	基本施策4 家庭・地域と共に青少年 を育むまちにします	家庭教育を支援します
		地域とのふれあいを増やします
		青少年の健全育成に取り組みます
	基本施策5 教育環境の整備を行いま す	学校の施設を整備します
学校の教育環境を整備します		
基本施策6 確かな学力が向上するま ちにします	確かな学力を定着させます	
	学習意欲を向上させます	
	指導の質を確保します	
	教職員の資質を向上させます	
基本施策7 心の教育が充実したま ちにします	心を育てる学習を充実します	
	ひとりひとりのニーズにあった教育を推進します	
	読書を推進します	
	芸術・文化学習を支援します	
基本施策8 地域から信頼され地域に 支えられる学校のあるま ちにします	学校・家庭・地域が連携します	
	幼稚園児の就園を支援します	
基本施策9 健康教育を推進するま ちにします	学校給食を活かした食育を推進します	
	児童生徒の健康教育を推進します	
	体力向上を推進します	
基本施策10 スポーツが日常化したま ちにします	生涯スポーツのサポート環境を充実させます	
	スポーツに親しむ機会を提供します	
	安全で快適なスポーツ施設を提供します	

第4次総合計画 【前期基本計画】

章	基本施策	施策
第4章（明日へつながるまちづくり）	基本施策1 力強い農業ができるまちにします	力強い農業ができる生産体制にします
		地域農畜産物の消費拡大を推進します
	基本施策2 魅力あふれる農村環境のあるまちにします	豊かな農村と森林のあるまちにします
		都市と農村の交流を促進します
	基本施策3 商店街が元気なまちにします	魅力ある商業地を形成します
	基本施策4 さまざまな企業の活動が盛んなまちにします	企業の連携による地域経済の振興を図ります
		中小企業の経営安定を図ります
	基本施策5 企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します。
		起業を促進します
	基本施策6 雇用が安定したまちにします	就業の促進、雇用の安定を図ります
	基本施策7 住んでよし、訪れてよしのまちにします	観光拠点などを充実させます
		観光行事を充実させます
		人材や団体の育成を支援します
		市のPR及び観光情報の収集・提供を行います
	基本施策8 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします	歴史・文化を普及します
		歴史文化資産を保全・活用します
		歴史的建造物を保全・整備します
	基本施策9 芸術文化活動の盛んなまちにします	芸術・文化を普及します
芸術・文化活動への参加を支援します		
芸術・文化とのふれあいの場を提供します		

第4次総合計画 【前期基本計画】

章	基本施策	施策
第5章（住環境が整備されたまちづくり）	基本施策1 個性が活きる、住み続けたいまちにします	計画的で均衡のあるまちづくりに努めます
		地域の個性を活かした健全なまちづくりに努めます
		景観形成による愛着と誇りをもてるまちづくりに努めます
		市民によるまちづくりに努めます
	基本施策2 住環境が良好なまちにします	良好な住環境に努めます
		適正な建築行政に努めます
	基本施策3 道路環境が充実した安全で快適なまちにします	快適な道路環境に努めます
		交通危険箇所の解消に努めます
	基本施策4 安定した水の供給を行います	安全で安定した給水に努めます
		災害に強い水道施設の整備に努めます
	基本施策5 生活環境の改善を推進するまちにします	生活系排水の適正処理に努めます
		雨水排水の処理施設の整備に努めます
		水洗化の促進と安定経営に努めます
	基本施策6 花とみどりのまちにします	身近な憩いの場の創出に努めます
		花とみどりのまちを推進します
	基本施策7 公共交通機関が利用しやすいまちにします	地域にあった交通手段の確保に努めます
		公共交通機関への要望及び支援に努めます

第4次総合計画 【前期基本計画】

章	基本施策	施策
第6章 (ともに生き、 支え合うまちづくり)	基本施策1 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	まちづくりに対する市民の関心を高めます
		地域のまちづくり活動の環境を整備します
		市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います
		地域コミュニティ活動への支援を行います
		コミュニティの活動拠点を確保します
	基本施策2 ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	市民公益活動に対する市民の関心を高めます
		市民公益活動を促進する環境を整えます
	基本施策3 お互いの人権を尊重しあうまちにします	人権施策に関する推進体制の充実を図ります
		人権問題について考える機会を提供します
		人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します
	基本施策4 あらゆる場への男女平等参画推進のまちにします	男女平等についての意識の啓発を図ります
男女が対等な立場で参画できる環境を整備します		
男女平等参画推進センターの機能を充実します		
DV対策を推進します		
基本施策5 一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします	市民に恒久平和実現の大切さを啓発します	
	恒久平和に向けた世界の取り組みと連携します	
基本施策6 国際化推進のまちにします	多文化共生の地域づくりを推進します	
	国際理解促進のための事業を支援します	
基本施策7 誰もが必要な情報を得ることができ、自らの意見を市政に反映することができるまちにします	情報発信の拡大に努めます	
	市政情報の提供に努めます	
	統計情報の正確性の確保に努めます	
	市民意見の市政への反映に努めます	
基本施策8 適正な行政運営の確立に努めます	適正な定員管理に努めます	
	職員研修の充実と活力ある職場風土の形成に努めます	
	円滑な事務執行のための組織づくりに努めます	
	市庁舎内で障害を持つ人の職業訓練を実施します	
	広域的な行政を推進します	
基本施策9 健全な財政運営を進めます	持続可能な財政運営に努めます	
	税の公平、公正、効率的な賦課と徴収率向上に努めます	
	資産をいかした財源確保に努めます	
基本施策10 次世代に良質な資産を引き継ぎます	公共施設利活用・保全方針を策定します	
	公共施設に係る情報を提供します	
	持続可能な公共施設の整備を推進します	
	公共施設における公民の連携を推進します	
基本施策11 市民サービスの利便性の向上に努めます	市民が利用しやすい市民サービスの充実に努めます	
	有効性・妥当性の高い情報システムの構築を図ります	
	行政手続きの簡素化と利便性の向上を図ります	

基本施策一覧表

資料6 基本施策一覧表

章	基本施策	基本施策名	取りまとめ 主管課	担当課
1章	1	地域福祉活動が盛んなまちにします	社会福祉課	
1章	2	市民の健康づくりを支えるまちにします	健康増進課	健康保険課
1章	3	健やかな親子づくりに取り組むまちにします	健康増進課	
1章	4	安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします	子育て支援課	児童青少年課
1章	5	子どもが安全に暮らせるまちにします	児童青少年課	
1章	6	地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします	子育て支援課	南部児童センター
1章	7	高齢者が安心して暮らせるまちにします	高齢者福祉課	
1章	8	高齢者が生きがいを感じられるまちにします	高齢者福祉課	老人福祉センター
1章	9	障がいがある人も、その人らしく暮らせるまちにします	障害福祉課	
1章	10	地域医療が充実し、市民が安心して暮らせるまちにします	健康増進課	
1章	11	安心して介護サービスを受けることができるまちにします	高齢者福祉課	
1章	12	適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします	健康保険課	
1章	13	生活困窮者の救済を行うまちにします	社会福祉課	
2章	1	自然環境が保全されたまちにします	環境保全課	子育て支援課 指導課 学務課 教育総務課 公園緑地課
2章	2	地球環境に配慮したまちにします	生活環境課	環境保全課
2章	3	快適な生活環境が保たれたまちにします	廃棄物対策課	環境保全課 生活環境課
2章	4	消防・救急体制が充実したまちにします	防災防犯課	
2章	5	防災体制が整備されたまちにします	防災防犯課	土木河川課 開発審査課 広報課
2章	6	安全に暮らせるまちにします	防災防犯課	
2章	7	市民が気軽に相談できるまちにします	自治人権推進課	消費生活センター
3章	1	市民が教育の主役になるまちにします	教育総務課	文化課
3章	2	佐倉学を推進します	社会教育課	指導課
3章	3	生涯学習による地域活動が盛んなまちにします	社会教育課	中央公民館 和田公民館 臼井公民館 弥富公民館 志津公民館 佐倉図書館 佐倉南図書館 志津図書館
3章	4	家庭・地域と共に青少年を育むまちにします	社会教育課	児童青少年課

基本施策一覧表

資料6 基本施策一覧表

章	基本施策	基本施策名	取りまとめ 主管課	担当課
3章	5	教育環境の整備を行います	教育総務課	指導課 学務課
3章	6	確かな学力が向上するまちにします	指導課	教育センター 教育総務課 学務課
3章	7	心の教育が向上するまちにします	指導課	学務課 市民音楽ホール 教育センター
3章	8	地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします	指導課	学務課 教育総務課
3章	9	健康教育を推進するまちにします	指導課	
3章	10	スポーツが日常化したまちにします	生涯スポーツ課	社会教育課
4章	1	力強い農業ができるまちにします	農政課	農業委員会
4章	2	魅力あふれる農村環境のあるまちにします	農政課	
4章	3	商店街が元気なまちにします	産業振興課	
4章	4	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします	産業振興課	
4章	5	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します	産業振興課	
4章	6	雇用が安定したまちにします	産業振興課	
4章	7	住んでよし、訪れてよしのまちにします	産業振興課	
4章	8	「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします	文化課	総務課
4章	9	芸術文化活動の盛んなまちにします	文化課	音楽ホール 美術館
5章	1	個性が活きる、住み続けたいまちにします	都市計画課	開発審査課 自治人権推進課
5章	2	住環境が良好なまちにします	建築指導課	
5章	3	道路環境が充実した安全で快適なまちにします	道路維持課	道路建設課 志津霊園対策室
5章	4	安定した水の供給を行います	水道部	企画政策課 生活環境課
5章	5	生活環境の改善を推進するまちにします	下水道課	道路維持課 農政課 土木河川課
5章	6	花とみどりのまちにします	公園緑地課	
5章	7	公共交通機関が利用しやすいまちにします	道路維持課	企画政策課
6章	1	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	自治人権推進課	産業振興課
6章	2	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	自治人権推進課	
6章	3	お互いの人権を尊重しあうまちにします	自治人権推進課	指導課 社会教育課

基本施策一覧表

資料6 基本施策一覧表

章	基本施策	基本施策名	取りまとめ 主管課	担当課
6章	4	あらゆる場への男女平等参画推進のまちにします	自治人権推進課	児童青少年課
6章	5	一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします	広報課	
6章	6	国際化推進のまちにします	広報課	
6章	7	誰もが必要な情報を得ることができ、自らの意見を市政に反映することができるまちにします	広報課	秘書課 総務課 情報システム課
6章	8	適正な行政運営の確立に努めます	企画政策課	総務課
6章	9	健全な財政運営を進めます	財政課	企画政策課 収税課 課税課
6章	10	次世代に良質な資産を引き継ぎます	資産管理経営室	契約検査室
6章	11	市民サービスの利便性の向上に努めます	市民課	ミレニアムセンター 自治人権推進課 和田ふるさと館 情報システム課 契約検査室 市民課 総務課 企画政策課